

令和元年度第3回 鳴門市児童福祉審議会 会議概要

日時 令和元年11月21日(木) 15時～

場所 鳴門市消防庁舎 3階 会議室

出席者 委員16名、関係課・事務局職員17名

欠席者 委員1名

傍聴者 1名

概要

1. 開会

2. 議事

(1) 前回・前々回の会議概要について

第1回の会議概要における修正部、及び第2回の会議概要の内容について、確認を行いました。

(2) 第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画素案について

第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画素案について、事務局より説明を行いました。

(会長)

会議資料の2頁目「発達相談事業の充実」について、「継続的に支援を行います」とあるが、この「支援」とは、どういったものなのか。発達支援や個別相談のことを指しているのか。

(事務局)

これまでは「相談」に重点をおいており、4・5歳児を対象に発達の遅れがある方に対する支援・相談により助言等を行っていた。しかし担当の先生等から、それでは遅い面があるという意見があったため、もっと早い段階で発見し、早期から支援をすることで、子どもの生涯にわたっての不自由な点を少なくしていきたいと考えている。

そのためには、相手からの相談を待つて助言をしていくのではなく、「集団行動の中での実技等の対処法を伝える」こと、また、子どもに直接何かを行うのではなく、親を含めた「育てる環境を改善していく」ことも含めた、全体的な、実質的な支援という意味で、このように表記している。

(委員)

「新・放課後子ども総合プラン」について、もっと説明してほしい。これは、放課後児童クラブと放課後子供教室をひっくるめた事業のことなのか。

(事務局)

「放課後児童クラブ」については厚生労働省の事業、「放課後子供教室」については文部科学省の事業であり、それぞれは別の事業である。この「新・放課後子ども総合プラン」及び前身の「放課後子ども総合プラン」については、両方の事業を同じ場所(同じ学校内、あるいは小学校に隣接する施設等)で実施すること、さらに、放課後児童クラブが活動するにあたり、放課後子供教室の活動と一緒に参加する「一体型」の推進がうたわれている。

(委員)

それでは、このプランはこれ自体に実態があるものではなく、放課後児童クラブと放課後子供教

室の両事業を「一緒に行く」ことを推進するものなのか。

(事務局)

放課後児童クラブの事業実施には「占有の場所」が必要なため、「放課後子供教室の児童が放課後児童クラブの占有の場所において一緒に活動することはできない」が、「放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の実施場所において一緒に活動することは差し支えない」こと、「放課後児童クラブの利用には保護者の就労等が要件としてある」が、「放課後子供教室の利用には要件がない」など、2つの事業には違いがある。

このプランは、「全ての児童が一緒に活動できる場」として、放課後子供教室の活動の場を放課後児童クラブの占有場所以外の空き教室や家庭科室、体育館などにセッティングすることで、「保護者の就労等の有無」によって児童たちの活動に差が生じることがないように、「一体型」を進めていこうとしているものである。

(委員)

今も、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動に参加しているところも、実際にあると思う。それを、行政が新規にプランを作っていく必要はあるのか。地域によっては、できるところとできないところがあると思うが。

(事務局)

放課後児童クラブは「子どもの居場所」について特化したものであり、市内13校のうち、12か所で実施されている。そして、放課後子供教室は地域のコーディネーターや支援員、サポーターの方々等のお力によって実施しており、「児童に学びや遊びの体験をしていただくもの」として推進している事業である。

「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブと放課後子供教室を両輪として推進していくことで、放課後の子どもたちの健全な成長と学びの機会の付与に繋がっていくと考えられており、両事業を実施する中で、放課後児童クラブと放課後子供教室をできるだけ「一体型」として行うことがより望ましく、もし一体型ができない場合についても「連携型」を進めるなど計画的な整備等についての目標が示されている。

これに基づいて、市としてもできるだけ一体型で推進していきたいという思いをもって、このように記載をさせていただいている。

(委員)

児童クラブの高学年部分において、いくつかの学校では供給体制が「0」となっている。これは、「児童を受け入れていない」ということなのか。

(事務局)

その通りである。今後、受け皿の拡充に向けて整備はしていくが、やはり低学年の受け入れを優先させる必要があるため、低学年の利用希望が多い学校については、どうしても定員の部分で、高学年の預かり希望を叶えられないということができてしまう。これら高学年の供給体制が0となっている学校3校については、いずれも低学年の利用希望者で定員がほぼ埋まってしまっている学校である。

(会長)

素案40頁等にある「子どもの居場所づくり事業の推進」について。この「居場所」というのを、どのようなものとして考えているのか。「食事や学習、団らんなどを通じて安心して過ごせる」とは書いてあるのだが、物理的なものではなく、人間関係などについて。

というのも、「安心して」というのは、本当に親しい友達がいって、いじめ等もなくて心地良く、友達と

居られる場所という考え方ができるのだが、行政としては、「居場所」を、どういものとして捉えているのかを聞きたい。

(事務局)

この事業は今年度から始まった、申請いただいた団体に補助金を交付するという補助金事業で、まずは、「子ども食堂」的な事業をやりたいという団体がおり、実施しているところだが、「子ども食堂」という名前のイメージで、やはり貧困対策的な色合いが強いというところもあり、そういうネーミングを使わずに、「子どもの居場所」という名前をつけているという一面もある。現在運営している1団体では、放課後、子どもが安心して居られる場所で、ちゃんと栄養のある食事の提供があったり、楽しく過ごせたり、また学生ボランティアにも来ていただいて、ちょっとした身近なお兄ちゃんお姉ちゃんと繋がりを持つという部分で、子どもの成長を促進していくというような事業の実施を考えており、学校では言えない事もこの場所では安心して、自分の思ったことを言えたりとか、相談できたりとか、そういうところが「居場所」ではないかと考えている。

(会長)

本来「居場所」とは、「自分がありのままにいられる、自分の存在感が確保できる場所」というふうには自分は捉えている。もちろん物理的な居場所も必要ではあるが、それが担保されない限り、「ただ放り込まれる」という感じも出てくる。専門の指導員などもおられると思うが、事前にそういった勉強などもしていただきたい。子どもに関わることであるので、単に世話をする、食欲を満たす等だけでなく、子どもの心に栄養を与えるような場所にしていただきたい。非常に大事な事業だと思うので、ぜひとも中身を、物理的にも精神的にも、充実させていただきたい。

(委員)

最近子どもが減ってきて、スポーツの分野で、1つの小学校単独ではチームが組めないため、合併する例もみられるという。行政で、子どもがスポーツに興じられるような施策がほしい。勉強だけでなく、様々なスポーツができるような体制づくりができればいいと思う。

(委員)

先ほどの「子ども食堂」について。鳴門市で、子どもの貧困への対策を、どのように進めているのか。現在、例えば鳴門市で、晩ごはんが食べられない子どもが何人くらいいるのかとか、朝ごはんが食べられない子どもが何人くらいいるのかなど、行政として、どの程度把握しているのか。そういったものは、教育や保育以前の問題であると考えます。

現在、肥満などお金のある方たちのための施策については進んでいるけれども、一方、貧しい子どもたちへの施策がどのように進んでいるのかを教えていただきたい。この会で、子どもの貧困に対しての施策を打ち出していきたい。

(事務局)

本市においては、平成29年度に子どもの生活についてのアンケートを実施している。本日は資料がないため具体的なことは申し上げられないが、「子どもの貧困対策が必要である」という認識は持っており、このアンケート調査の結果を踏まえて貧困に対する施策を展開していく中で、こういった、子ども食堂の運営をしたいという団体への補助金の創設を今年度からさせていただいた。今後、これ以外の部分についても進めていきたいと考えている。

(委員)

素案41頁等にある「産後ケア事業」について。日帰りの産後デイサービス事業と、宿泊する産後ショートステイ事業についての内容や、具体的な事例等があれば教えてほしい。

(事務局)

産後ケア事業については、平成27年度に子育て世代包括支援センター(ネウボラ)を開設した際に、一緒にスタートした事業である。基本的には、出産後、体調不良等で様々な支援が必要なときにこの事業を利用することで、子育てをスムーズにできる環境を整備していくものである。

実際に行っている事業としては、産前産後も同様であるが、ヘルパーによる支援、デイサービス、そしてショートステイであり、基本的には心身に不調がある母親及び子どもが対象である。デイサービスとショートステイについては医療機関にて実施しており、ヘルパーについては社会福祉協議会と連携して聞き取り等により支援が必要か否かを判断し、必要であると判断した場合にヘルパーを自宅に派遣する形としている。

(委員)

ショートステイは医療機関にて実施とのことだが、「宿泊利用」というのが想像し難い。医療機関で宿泊ができ、そして相談にも乗ってもらえるという認識でいいのか。

(事務局)

基本的にはそうである。ただ、「様々なケアを含めて」という形で、母子で医療機関に行っていたかという形になるのだが、このショートステイについては、現時点での実績がない状況である。デイサービスについては実績があるのだが、ショートステイ(宿泊)までには至っていない。

そして、利用者全体としては、大半がヘルパーによる在宅支援を希望されている。利用者からは、支援の時間を増やしてほしいとか期間を長くしてほしい等の要望もいただいているが、現時点では、4か月以内を目途に事業を実施している。

(委員)

自身の所属にて虐待事例についても扱っているが、産前産後を含め保護者からの不安の訴えを多く聞くため、これは非常にニーズが高いと思う。鳴門市では、産前産後について保健師等の家庭訪問もあってかなり手厚いケアをされており、非常にありがたい。

(委員)

自身も子育て中であるが、これを見ても事業が多すぎて、どの事業が今の自分に合っている(利用できる)のかが正直よくわからない。素案39頁にある「利用者支援事業」というのが、それを教えてくれる事業であるという認識でいいのか。

(事務局)

この事業を実施している子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)では「子育てに関するあらゆること」について相談を受け付けており、必要に応じて関係機関に繋ぐこともしているので、ネウボラは「気軽に相談いただける窓口」であるのご認識いただければと思う。

(委員)

正直、このような事業があることを、これまで知らなかった。昨年のアンケート等を見ても利用経験や認知度もあまり高くないことが読み取れる。素案の中にも「事業の周知の徹底と、利用を希望する方が利用できる体制の整備」とあるが、自分も、もっと事業の周知が必要であると思うし、そうすれば利用者ももっと増えるのではないかと思う。

そしてそれが成功して各事業が浸透すれば、他市から評判を聞きつけて移住してくる方も増えるのではないか。

(会長)

私も、それについてずっと気になっていた。ホテルや病院等においてもコンシェルジュ等がいて、

どこに行ったらいいかを教えてくれる「窓口の窓口」というようなところがある。

保護者の中には自分が「子育てで困っているのかどうかも分からない人」がいて、「実は困っているのに、困り感がない人」の研究もあるぐらいである。周りからみるとどう見ても問題がありそうであっても、本人にはその自覚がない、あるいは「このようなことで市役所に相談しに行ってもよいのか」という遠慮があったり、どこに行ったらいいのかわからなかったりして、そのまま放っておくというようなケースがあるので、「入口に入ったら、もうそこで相談できる」ような、どこに行ったらいいかを聞くまでもなく、いきなり相談できるような、「まずは振り分けてくれる相談員」、そういった方がいればいいと思う。

(事務局)

ネウボラについては、実際に関わっていただければ、「良さ」がわかってもらえると思う。広報としては、毎年「鳴門市子育てガイド」というものを発行しており、妊娠期から相談できる旨の記載はあるのだが、まだまだ周知が十分ではないとの認識はある。今後、周知について力を入れていくと共に、ぜひ委員の皆様にもロコミ等で広げていただければ非常にありがたい。行政だけでは限界があり、SNSやロコミ等の方が広がる部分もあるため、ぜひともお願いしたい。

それと、生後4か月ごろに行っている乳児家庭全戸訪問事業の実施時に、家庭状況の把握や困りごと等について繋いでいただくことはある。加えて、例えば乳児健診など、市の方でも子どもや保護者と接する機会は多々あるため、その時々で、困っている方について拾い上げていきたいと考えている。

(委員)

先ほど話があった乳児家庭全戸訪問事業で保護者と話をする中で、他の市町村と比べて、鳴門市は子育てに関する施策は充実していると感じている。県外から来られた方や近隣町村等から来られた方から、「たくさん(支援が)ありますね」という言葉もよくいただく。

しかし、「市内に家を建てる」等になると、高校の入学区域等がまだはっきりしていないこと等もあり、徳島市内の高校に「より入学しやすい」徳島市内や板野郡内等を選ぶ方がいる、というのも現状としてあると思う。鳴門市の子育て支援施策が充実していることについては、ある程度浸透しているように思うのだが、これからも、どんどん発信していきたい。

(委員)

素案の67頁について、ここに保育部分の「量の見込みと提供体制」について記載されているが、令和3年度の部分について、同年度に新たに集約して開設される予定の「新公立保育所」の定員は含まれているのか。

(事務局)

元々、公立保育所を統合する目的は、「今と同レベル以上に児童を預かれる体制を整えるために保育士を集約する」こと、そして「施設改善を行う」ことである。公立保育所が1か所となっても、現在通われているお子様を引き続き新たな施設でお預かりすることができるよう、定員は「横滑り」の形としている。

(委員)

新公立保育所は、もうすでに保護者間での関心が高い。現在育児休業中で「現在通っている兄弟との同時利用」を希望される方などは、来年度だけでなく「再来年度」など、もっと先のことも考えている。今後の予定等について、なるべく早い段階で情報を公開してもらえると保護者も安心できると思うので、可能な範囲で早期の情報提供をお願いしたい。

(事務局)

公立保育所の件については今年の春に再編計画を取りまとめ、「2021年度中を目標に」ということとしているため、その時までには建てたいと考えている。市民の方にも、内部での調整ができ次第、情報を提供させていただき、混乱のないようにしていきたい。

(委員)

レインボーによる乳児家庭全戸訪問と同様に、主任児童委員と民生委員も訪問をしているので、先ほど会長から話のあった「窓口の窓口」の役割を、もう少し担えたらと思う。「もう少し利用してもらいたい」という気持ちで現在も案内してはいるが、本当に広がっているのかどうか、よくわからない。特に地域に根差しているので、「良いですよ、利用してください」という声かけが、もっとできるかなと思う。

体験としてだが、最近、ある外国の方の家庭を訪問した。最初、出てきたときに日本語で挨拶をしてくれたが、話し始めると、英語での説明を求められた。児童が問題なく健やかに成長されていたので片言の英語でも大丈夫だったが、もしこれが何らかの問題を抱えていたり病気があったりした場合は、大変だったかなと思う。国際化も進んでいるため、そういった部分の体制も、整える必要があるなと感じた。

そして先ほどの子ども食堂のお話だが、週1であったり月1であったりする子ども食堂は、本当に必要なかなとちょっと疑問に思うところがあり、本当に子どもの貧困とか食育のことを考えるのであれば、以前、市の幼児の運動教室でお料理アドバイスというのをさせていただいたことがあり、買ってきたお惣菜に少し野菜を足して炒めたり、具材を足して卵でとじたりお汁にしたり、ひと手間を加えることで、時短にもなるし、「母の味」として出せると教えてくれた。こういった形の支援の方が、親子の絆も深まり、子どものためにもなるのではないかなと思う。

最後に、子育ては手間暇がかかるものである。幼稚園等の施設において教諭等が不足しているとも聞くし、人材の充実も必要であると思う。

(事務局)

いま話のあった点については、子どものまちづくり推進協議会にも、食育の部分があるし、市でも食のネットワーク会議を設置するなど、子どもの食育をどうしていくか、やはり親子とのかかわりの中で、食事をしていく中で健康に育つ、というところは考えている。

子ども食堂については、毎日運営するとなると費用もそれだけ大きくなるし、「試し」という形で始めるきっかけとしては、月1回の実施でも、意味があるのではないかなと考える。実際にやってみての「気づき」もあるであろうと思うので、「この点について注意が必要である」等の情報提供をうけて、市として対応することができる。

幼稚園教諭の件については、保育所の現場にしても、同様の悩みがある。なかなか人材が集まらないのだが、子どもを預かる上で、教育や保育の「質」は確保していく必要がある。これを解決するため、公立保育所については「施設の集約」という形をとることとした。公立幼稚園についても、現在、鳴門市教育振興計画審議会において議論を進めているところである。

(委員)

素案46頁にある「様々な遊びや体験活動の推進」に関連することだが、10年ほど前、県外から来られた方(小学3年程度の子どもあり)から、「せっかく海や山などの自然が豊富なのに、それを活かした体験イベント等がない。」という意見を聞いたことがある。私自身も、久しぶりに「いわし山」を訪れ、素晴らしい景色であることに気づいたという経験がある。岩場もあって、海の生物なども豊富で

ある。おそらく、そういった生物等について説明できるような人物も、市内にはたくさんいると思う。そのような人材を活用し、体験学習等を行ってみてはどうか。

また、小学校等における宿泊学習についても、地元にも多くの自然があるのに、わざわざ遠いところまで行く必要があるのだろうかと思う。そういった宿泊施設は、鳴門にも作れるのではないだろうか。以前から疑問に思っていたのだが、未だそのような施設ができる気配がない。この機会に、併せて取り組んでいただけないだろうか。

(会長)

鳴門教育大学においても、子どもたちを呼んで、自然の中で活動させる事業を行っている。学生たちがボランティアで校外に出て、自然とどう関わったらいいのかを教えるようなプログラムは、作れると思う。言っていただければ、コーディネートする。

(委員)

素案45頁の「食べることを通じた子どもの育ちのための取り組み」に関する事として、「食べられない子ども」についての支援があればありがたい。アレルギーや発達障がいによる偏食ではなく、「味覚過敏や感覚過敏」等により偏食となってしまっている子どもへの支援について。そういった子どもは、地場産品や食のネットワーク等のイベントにも参加することができない。アレルギーや発達障がいの子どもの対しての支援はあるが、味覚過敏等により食べられない子どもについての支援は、現時点では徳島にはないように思うし、適切な相談場所もわからない。

他県では、軽度障がい等の施設以外にも、「食べられない子ども」を集めて指導している施設があり、結果を出しているところがあると聞く。そこは医療機関等と連携し、指導を行っているようである。市で、「食べられない子ども」についての取り組みをしていただけるとありがたい。

(会長)

多くのご意見をいただいたが、素案そのものに対して修正を要するような意見は無かったと思う。もし字句の修正等が必要な箇所等があった場合は会長に一任させていただき、この内容で素案の決定とするのもよいか。

(委員)

<異議なし>

(会長)

それでは、これ以降、字句の修正等があれば会長が確認させていただき、今回の審議をもって、素案の決定とさせていただきます。

3. パブリックコメントの実施手続きについて

パブリックコメントの実施時期及び実施方法等について、事務局から説明を行いました。

特に意見なし

4. その他

各委員の任期のほか、「今後の流れ(スケジュールの確認)」について、事務局から説明を行いました。

5. 閉会